



Q 障害者の「法定雇用率2・3%」が令和6年4月から段階的に引き上げられると聞きました。どれくらい引き上げられるのでしょうか？ また、引き上げにあたって何か支援はあるのでしょうか？

9月は障害者雇用支援月間です

A 障害者雇用促進法では、事業主に對し、常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者を雇用することを義務付けています。現在の「法定雇用率」は民間企業で2・3%と定められていて、障害者の雇用義務の対象となるのは従業員43・5人以上の企業です。この「法定雇用率」は労働者に対する対象障害者の割合を基準とし、少なくとも5年ごとに、その推移を勘案して設定することとされています。これにより、令和6年4月に法定雇用率が2・5%、従業員数40人以上の

るのでしょうか？

A 障害者雇用促進法では、事業主に對し、常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者を雇用することを義務付けています。現在の「法定雇用率」は民間企業で2・3%と定められていて、障害者の雇用義務の対象となるのは従業員43・5人以上の企業です。この「法定雇用率」は労働者に対する対象障害者の割合を基準とし、少なくとも5年ごとに、その推移を勘案して設定することとされています。これにより、令和6年4月に法定雇用率が2・5%、従業員数40人以上の

企業が障害者の雇用義務の対象となります。さらに、令和8年7月には、2・7%、従業員数37・5人以上と段階的に引き上げ予定です。

新たに障害者の雇用を検討する企業等に対してさまざまな支援があります。雇入れ等に関して、雇入れ等に関する相談援助が受けやすくなります。雇入れに向けては、職場実習やトライアル雇用などの活用、ハローワーク主催の障害者面接会へ参加されてみるのも良いでしょう。

ハローワークなど障害者雇用の関係機関は、速く携して企業への支援を行います。詳しくは最寄りのハローワークまでご相談ください。

企業が障害者の雇用義務の対象となります。さらに、令和8年7月には、2・7%、従業員数37・5人以上と段階的に引き上げ予定です。

鳥取労働局職業安定部職業対策課
電話0857(26)1708
HANDLINE <https://site.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>